

一般社団法人日本機械学会
会長 殿

誓 約 書

計算力学技術者認定に関する倫理規定を順守することを誓約します。

貴会により上記倫理規定に順守していないと判断された場合、計算力学技術者認定を取り消されたとしても、異議の申し立ては致しません。

____年 ____月 ____日

勤務先名または学校名： _____

氏名（自署）： _____ 印

付録 (各自で保管して下さい。※送付不要)

一般社団法人日本機械学会 計算力学技術者認定に関する倫理規定

2005 年制定

2010 年改訂

計算力学技術者認定では、人間としての高潔さとプロ (professional) としての能力を有するものを計算力学技術者として認定する。

したがって、計算力学技術者は、

- a) 環境、安全、健康、公共の福祉を尊重しながら、プロとしての義務を果たす。
- b) 専門的知識と経験に基づいて実施可能な解析のみを請け負い、解析結果の保証を求められる場合には、その要求に耐えうる専門家との契約を勧める。
- c) 理性ある態度と公明正大な業務活動で、同僚、顧客、関係者と接する。
- d) 公共の福祉に照らしながら、業務上知り得た情報について、守秘義務を守る。
- e) 法律、規則、契約等に従って業務を行い、この倫理規定に基づいた認定プログラムに反するような非倫理的行動はしない。
- f) 非技術的な権威により、技術者の技術的判断が覆されたことから生じる、不利な結論についても雇用主や顧客に示す。
- g) 雇用主や顧客との利権闘争 (conflicts) は避ける。作業の履行に際してそのような闘争が発生した場合には、その状況を関係者に迅速に伝える (inform)。
- h) 解析技術の適切な遂行に必要な技術的知識の新たな修得を行い、技能の維持に努める。

以 上